

相模原市指定調査業務受託者の公募に係る要項

1 公募概要

(1) 公募内容

介護保険法第115条の36に基づく指定調査業務受託事業者の募集

(2) 募集数

1法人とする。応募法人が複数ある場合は、入札により選定を行う。

(3) 公募スケジュール

募集期間：令和7年3月7日（金）から令和7年3月21日（金）

選定結果の通知：令和7年3月下旬（予定）

(4) 指定の期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（1年間）

(5) 調査予定件数

約450件/年

(6) 応募方法

相模原市ホームページに掲載している申請書類及びその添付資料一式を郵送又は持参にて、次の期日までに提出すること。

・申請書類掲載場所

トップページ>子育て・健康・福祉>介護・介護予防>介護の事業者向け情報>

お知らせ>令和7年度相模原市介護サービス情報の公表に係る指定情報公表センター及び指定調査業務受託者の公募について

・締切日：令和7年3月21日（金）午後5時（必着）

2 事業内容

情報公表制度において調査の対象とされている介護サービスを実施する相模原市内の事業所に関する情報の調査事務を行うこととし、具体的な内容については次に示すとおりとする。

(1) 調査の実施

受注者は、発注者の指示により、次のアからウに掲げる調査事務を介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第37条の7の規定に基づく調査員名簿に登録されている調査員（以下「調査員」という。）に行わせるものとする。

ア 調査の準備

(ア) 発注者が策定する「介護サービス情報の公表制度に係る報告・調査・情報公表計画（以下「計画」という。）」に記載されている公表対象事業者（以下「事業者」という。）から提出された基本情報調査票及び運営情報調査票（新規または再開事業者については基本情報調査票のみ）を指定情報公表センター（以下「公表センター」

という。) から受け取る。

(イ) 調査を行うに当たり、調査の予約日を公表センターに確認するとともに、調査を行う月の前月に、事業者に対し、受注者が定めるところにより、調査日、調査員氏名等を通知する。

イ 調査の方法

(ア) 調査は、調査員が事業所を訪問し、当該調査に関して事業者から指定された者との面接又はオンラインツールを用いた面接によって行う。

(イ) 調査に当たっては、報告日現在の状況を確認することとし、過去の実績等を調査する場合は、原則として、報告日の前1年間を対象とする。

ウ 調査の内容

(ア) 調査は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の45に規定する別表第1に掲げられた項目に関する情報（以下「基本情報」という。）及び第140条の45の別表第2に掲げられた項目に関する情報（以下「運営情報」という。）について、事業者が「確認のための材料」がある旨報告した事項について行う。その際、評価、改善指導等を行わない。

(イ) 調査は、調査票記入マニュアルを参照した上で、事業者が提出した基本情報調査票及び運営情報調査票の内容を確認する。

(2) 調査結果の公表センターへの報告

受注者は、調査結果のデータに不備がないことを確認した上で、当該データを毎月取りまとめ、年度計画の期日までに公表センターへ報告する。

(3) 調査等の実施状況の管理等

ア 事業者に係る調査等の実施状況を管理するとともに、随時、公表センターに当該実施状況を報告する。

イ 事業者が訪問調査を受けることを拒否する場合、当該事業者に対して督促を行い、調査を行う予定の日から1月を経過しても調査に応じない場合は、当該事業所に係る督促の事務について公表センターを通じ、発注者へ引き継ぐ。

(4) 苦情等の窓口の設置

介護サービスの利用者又は事業者等から寄せられた苦情へ対応するための窓口を設けて適切に対応するとともに、基本情報及び運営情報に関する苦情があった場合には、全て公表センターに報告する。

(5) 研修の実施

調査事務を円滑に実施するため、調査員を対象とする研修を随時、開催する。

3 法令の遵守

業務遂行に当たっては、関係法令等を理解し遵守するものとする。なお、業務で特に関連する法令等は次のとおりである。

- (1) 介護保険法
- (2) 個人情報の保護に関する法律
- (3) 介護保険法施行令
- (4) 労働基準法、最低賃金法、その他労働関係法令
- (5) その他業務に関する諸法令

4 事故防止マニュアル及び個人情報保護マニュアルの整備等

事故防止マニュアル及び個人情報保護マニュアルを整備するとともに、事故又は個人情報の漏洩等が発生したときは、遅滞なく市へ報告すること。

5 特記事項

この募集は、令和7年度予算が相模原市議会において議決されることを条件とする案件であるため、予算の議決がなされないときは、成立しない。

また、応募者が複数ある場合には入札を行うため、応募に際しては事前に入札参加登録（かながわ電子入札共同システムでの登録）されていることを要するものとする。

【参考】 かながわ電子入札共同システム

<http://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>